

岡山県公報		発行 岡山県			
目次		担当課（室）		目次	
○ 岡山県森林整備作業請負契約入札参加資格審査要領の一部改正 （県例規集登載） 【告示】 ○ 知事指定薬物の指定 ○ 落札者等の決定 ○ 県営土地改良事業変更計画の縦覧		治山課 医薬安全課 農政企画課 耕地課		担当課（室）	

◎岡山県告示第三百七十号

岡山県森林整備作業請負契約入札参加資格審査要領（平成二十年岡山県告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年八月二十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

第四条第二項第二号中へをトとし、ホの次に次のように加える。

へ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項に規定する技能検定に合格した林業技能士

第五条第一項中「二月一日」を「前年の十一月一日」に改め、同項ただし書中「休日」を「休日（以下この項において「休日」という。）」に、「同項に規定する県の」を「当該」に改め、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項第四号中「法人にあつては登記事項証明書、」を削り、「本籍地」を「、本籍地」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第五号を第四号とし、第六号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第七条第二項中「属する年の」の下に「翌年の」を加え、「翌々年の三月三十一日までの」を「二年」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の岡山県森林整備作業請負契約入札参加資格審査要領の規定は、令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日を有効期間とする入札参加資格の審査から適用する。

◎岡山県告示第三百七十一号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和八年八月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

- 1 (ハR)―N・N―ジエチル―フェロセノイル―六―メチル―九―十―ジデヒドロエルゴリン―八―カルボキシアミド（通称名一Fe―LSD）及びその塩類
- 2 N・N―ジエチル―二―〔四―二―フルオロエトキシ〕フェニル―メチル―五―ニトロ―H―ベンゾ〔d〕イミダゾール―イル）エタン―アミン（通称名Fluetonitazene）及びその塩類
- 3 N・N―ジエチル―二―〔四―二―メチルプロポキシ〕フェニル―メチル―五―ニトロ―H―ベンゾ〔d〕イミダゾール―イル）エタン―アミン（通称名Isobutonetazene）及びその塩類
- 4 N―二―〔五―メトキシ―H―インドール―三―イル〕エチル―二―メチルプロパン―アミン（通称名五―MeO―NiBT、五―MeO―iBT）及びその塩類

二 指定の理由

条例第二条第六号に規定する薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

附 則

この告示は、令和八年八月二十二日から施行する。

〔三八三〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和八年八月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

岡山県農林水産総合センターで使用する電気

使用予定電力量 三、六〇一、〇〇〇キロワット時

二 納入期間

令和八年十月一日から令和九年九月三十日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県農林水産総合センター総務課

赤磐市神田沖一七四番一号

四 落札者を決定した日

令和八年八月三日

五 落札者の名称及び所在地

四国電力株式会社

香川県高松市丸の内二番五号

六 落札金額

八五、七〇五、二四八円（うち消費税額及び地方消費税の額七、七九一、三八九円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和八年六月十二日

〔三八四〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営土地改良事業（経営体育成基盤整備 斎富・南方地区）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和八年八月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（経営体育成基盤整備 斎富・南方地区）変更計画書

二 縦覧の期間

令和八年八月二十一日から同年九月十一日まで

三 縦覧の場所

赤磐市役所